

13. 「共同利用充電拠点」への充電設備設置事業の 説明と提出書類

事業名	マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業 (基礎充電) <small>(注1)</small>	
事業内容	複数の地方公共団体や事業者が充電設備を共同で利用する駐車場における基礎充電のための充電設備設置事業	
申請できる方	地方公共団体、法人	
補助対象経費	充電設備の購入費および設置工事費	
補助率	充電設備の購入費	1 / 2 以内
	設置工事費	定額 (1 / 1 以内)

注1：「基礎充電」とは、電気自動車等の所有者の自宅や事業所、勤務先など、車両の保管場所で行う充電をいう。

13-1. 「共同利用充電拠点への充電設備設置事業」の特有の申請要件

以下の特有の要件については、(1)～(4)を全て満たす必要があります。

- (1) 充電設備の利用は、共同利用者が所有する事業用の社有車^(注2)であること。
- (2) 法人（地方公共団体を含む。）3社以上で共同利用されること。
- (3) 設置場所が自宅または自宅兼事務所等に付随していないこと。
- (4) 設置する充電設備は、OCPP 1.6以降又はECHONET Liteに準拠した急速充電設備であること。

ただし、通信を介さずに課金や制御を行う充電設備の設置の場合は、OCPP 1.6以降又はECHONET Liteへの準拠を求めない。^(注3)

注2：共同利用者となる地方公共団体、法人の名義で所有する車（自動車検査証（車検証）に地方公共団体、法人で使用者登録されている車両）のことをいう。

注3：「マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電）」においては、OCPP等への適用方法の申告が必要です。

詳しくは、「13-5. OCPP等への適用方法の申告」を参照してください。

1 3 - 2. 特有の提出書類および申告内容

共同利用充電拠点への充電設備設置事業に交付申請する場合は、以下の書類をアップロードおよび申告を提出してください。

【申請に必要な書類】

- 1 3 - 3 : 法人（地方公共団体を含む。）3社以上で共同利用されることを証する書類
- 1 3 - 4 : 共同利用者本人確認書類（履歴事項全部証明書等）
- 1 3 - 5 : O C P P等への適用方法の申告

1 3 - 3. 法人（地方公共団体を含む。）3社以上で共同利用されることを証する書類

法人（地方公共団体を含む。）3社以上で共同利用されることを証する書類（3社間の充電設備の利用契約等）をアップロードし、提出してください。

複数の契約書になる場合は、3社以上となるようにアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《契約日》

- ・ 2社以上間で契約した日付の記載

《申請者名》

- ・ 申請者名の記載

《共同利用者名》

- ・ 共同利用者名の記載

《共同利用者の住所》

- ・ 共同利用者の住所の記載

《設置場所名称》

- ・ 設置場所名称の記載

《設置場所所有者名》

- ・ 設置場所所有者名の記載

《充電設備の利用方法》

- ・ 充電設備の共同利用方法の記載

《補助金活用の記載》

- ・ 補助金を活用して設置した充電設備を共同利用することの記載

13-4. 共同利用者本人確認書類（履歴事項全部証明書等）

共同利用者の本人確認書類（履歴事項全部証明書等）をアップロードし、提出してください。

(1) 共同利用者が地方公共団体の場合

「5-4-1. 申請者が地方公共団体の場合」の(1)または(2)に記載されている書類を提出してください。

(2) 共同利用者が法人の場合

「5-4-2. 申請者が法人（マンション管理組合法人を含む。）」の(1)または(2)に記載されている書類を提出してください。

13-5. OCPP等への適用方法の申告

オンライン申請システムにて以下のOCPP等の運用についての情報を申告してください。

充電設備の複数基設置を申請する場合は、設置するすべての充電設備について、OCPP等への適用方法が同一であることが必要です。

【申告内容】

《OCPP等への適用方法の選択》

- ・ OCPP等の運用について以下のAからDの選択肢のうち該当する項目の選択

A：OCPP対応充電設備の設置

B：OCPP制御装置と組み合わせたOCPP非対応コンセント/コンセントスタンドの設置

C：エコネットライト対応充電設備の設置

D：エッジ化された充電設備の設置

※ 「共同利用充電拠点」への充電設備設置事業の場合、「B：OCPP制御装置と組み合わせたOCPP非対応コンセント/コンセントスタンドの設置」は申告できません。